

## 新旧対照表

【輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入化学物質の通関の際における取扱いについて</p> <p>財関第403号 平成31年3月28日 <u>改正 財関第861号</u> <u>令和元年6月27日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長、経済産業省製造産業局長及び環境省大臣官房環境保健部長から依頼があったことから、平成31年4月1日からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「輸入化学物質の通関の際における取扱いについて」（平成30年3月31日財関第464号）は廃止する。</p>	<p>輸入化学物質の通関の際における取扱いについて</p> <p>財関第403号 平成31年3月28日</p>
<p><b>別添</b></p> <p>平成31年3月26日 薬生発0326第4号 20190319製局第1号 環保企発第1903262号 <u>改正 令和元年6月26日</u> <u>薬正発0626第1号</u> <u>20190619製局第1号</u> <u>環保企発第1906263号</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局長 経済産業省製造産業局長 環境省大臣官房環境保健部長</p> <p>化学物質の輸入通関上の取扱いについて</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117</p>	<p><b>別添</b></p> <p>平成31年3月26日 薬生発0326第4号 20190319製局第1号 環保企発第1903262号</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局長 経済産業省製造産業局長 環境省大臣官房環境保健部長</p> <p>化学物質の輸入通関上の取扱いについて</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117</p>

## 新旧対照表

## 【輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号。以下「法」という。)に係る化学物質の輸入通関上の取扱いにつきましては、「化学物質の輸入通関上の取扱いについて」(平成30年3月30日付け薬生発0330第4号、20180322製局第1号、環保企発第1803302号厚生労働省医薬・生活衛生局長、経済産業省製造産業局長、環境省大臣官房環境保健部長連名通知。以下「旧通知」という。)により、実施しているところですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第53号)の施行に伴い、化学物質の輸入通関上の取扱いにつきましては、下記により対処することとしましたので、協力方お願いします。</p>	<p>号。以下「法」という。)に係る化学物質の輸入通関上の取扱いにつきましては、「化学物質の輸入通関上の取扱いについて」(平成30年3月30日付け薬生発0330第4号、20180322製局第1号、環保企発第1803302号厚生労働省医薬・生活衛生局長、経済産業省製造産業局長、環境省大臣官房環境保健部長連名通知。以下「旧通知」という。)により、実施しているところですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第53号)の施行に伴い、化学物質の輸入通関上の取扱いにつきましては、下記により対処することとしましたので、協力方お願いします。</p>
<p>なお、旧通知は、平成31年3月31日をもって廃止します。</p>	<p>なお、旧通知は、平成31年3月31日をもって廃止します。</p>
<p>1・2 (省略)</p>	<p>1・2 (同左)</p>
<p>(別紙1) (省略)</p>	<p>(別紙1) (同左)</p>

## 新旧対照表

【輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別紙2)	(別紙2)
様式第1	様式第1
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る 第一種特定化学物質用途確認書（試験研究用）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る 第一種特定化学物質用途確認書（試験研究用）
年　月　日	年　月　日
□□税関長 殿	□□税関長 殿
氏名又は名称及び法人にあ つては、その代表者の氏名	氏名又は名称及び法人にあ つては、その代表者の氏名
住所	住所
今般の輸入申告に係る〔輸入（納税）申告書に記載した名称〕は、 試験研究用として輸入するものに相違ありません。	今般の輸入申告に係る〔輸入（納税）申告書に記載した名称〕は、 試験研究用として輸入するものに相違ありません。
担当者氏名 電話番号	担当者氏名 電話番号
備考	備考
1. 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とする。 2. { } は、該当する事項を記載すること。	1. 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とする。 2. { } は、該当する事項を記載すること。

## 新旧対照表

【輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別紙3)	(別紙3)
様式第2	様式第2
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る 輸入新規化学物質用途確認書（試験研究用又は試薬用）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る 輸入新規化学物質用途確認書（試験研究用又は試薬用）
□□税関長 殿	□□税関長 殿
年 月 日	年 月 日
氏名又は名称及び法人にあ つては、その代表者の氏名	氏名又は名称及び法人にあ つては、その代表者の氏名
住所	住所
今般の輸入申告に係る {輸入（納税）申告書に記載した名称} は、 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">試験研究用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">試薬</div> </div>	今般の輸入申告に係る {輸入（納税）申告書に記載した名称} は、 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">試験研究用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">試薬</div> </div>
として輸入するものに相違ありません。	として輸入するものに相違ありません。
担当者氏名 電話番号	担当者氏名 電話番号
備考	備考
1. 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4 とする。 2. { } は、該当する事項を記載すること。	1. 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4 とする。 2. { } は、該当する事項を記載すること。

## 新旧対照表

【輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
(別紙4)					(別紙4)				
様式第3					様式第3				
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に 係る輸入新規化学物質累積数量確認書 (少量新規化学物質又は低生産量新規化学物質用)					化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に 係る輸入新規化学物質累積数量確認書 (少量新規化学物質又は低生産量新規化学物質用)				
□□税関長 殿					□□税関長 殿				
年 月 日					年 月 日				
氏名又は名称及び法人にあ つては、その代表者の氏名					氏名又は名称及び法人にあ つては、その代表者の氏名				
住所					住所				
今般の輸入申告に係る{輸入（納税）申告書に記載した名称}の、受付コー ド、今年度の製造・輸入に係る累積数量及び今年度輸入回数は次の通りです。					今般の輸入申告に係る{輸入（納税）申告書に記載した名称}の、受付コー ド、今年度の製造・輸入に係る累積数量及び今年度輸入回数は次の通りです。				
受付コード	今回の輸入を 含め今年度の 輸入に係る累 積数量	今年度の製造 に係る累積數 量	今年度の輸入 に係る累積數 量と製造に係 る累積数量の 合計	今年度の輸入 回数	受付コード	今回の輸入を 含め今年度の 輸入に係る累 積数量	今年度の製造 に係る累積數 量	今年度の輸入 に係る累積數 量と製造に係 る累積数量の 合計	今年度の輸入 回数
	kg	kg	kg	回		kg	kg	kg	回
上記の累積数量は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の { 少量新規化学物質 低生産量新規化学物質 }					上記の累積数量は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の { 少量新規化学物質 低生産量新規化学物質 }				
確認通知書に記載された製造・輸入数量以下であることを確認します。					確認通知書に記載された製造・輸入数量以下であることを確認します。				
担当者氏名 電話番号					担当者氏名 電話番号				
備考					備考				

## 新旧対照表

【輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1. 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とする。 2. { } は、該当する事項を記載すること。  (別紙5) (省略)	1. 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とする。 2. { } は、該当する事項を記載すること。  (別紙5) (同左)
(別添1～5) (省略)	(別添1～5) (同左)